

農業集落排水施設維持業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、農業集落排水施設（以下「施設」という。）維持業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務の目的は、施設の機能が適正かつ十分に発揮され農業集落排水事業の目的が達成されることにありその要旨は次のとおりとする。

- 1 施設に関わる機器や装置の故障を未然に防ぐと共に、それらの状況の早期発見及び回復に努め設備の維持向上を図る。
- 2 施設の清掃等を行い公共施設として衛生的な環境に努める。
- 3 施設の管理上問題点や状況を的確に発注者に報告し、機能的な維持管理運営の向上に努める。

(一般事項)

第3条 本業務の実施にあたっては、発注者と緊密な連絡を取りながら行うこと。

(委託事項)

第4条 委託事項は、次のとおりとする。

- 1 浄化センターにおける環境整備作業（毎日）
 - ア 安全確認（臭気の発生、異常音の発生、蓋の密閉、施錠の確認等）
 - イ スクリーンし渣（夾雑物）の除去
 - ウ 表示ランプ、各種メーター等による異常の有無の確認
- 2 汚水処理施設敷地内の清掃、草刈り等
- 3 その他必要な作業

(指示、報告事項)

第5条 受注者は、故障又は異常を見つけたときは、速やかに発注者に報告すること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(疑義等)

第6条 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた場合は発注者・受注者協議のうえ定める。